

後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和4年度の保険料について～

■令和4年度の保険料につきましては、7月中に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》



- 1年間の保険料の上限額は、令和4年度は66万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります

◆ 保険料の軽減

《均等割の軽減（年額）》

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。



対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割りの軽減割合 令和4年度
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者数の数 - 1)	2割

※保険料の詳しい計算方法については、個別に郵送する納入通知書をご覧ください。

◆お問合せ先 保健福祉課保険グループ 電話35-2120